

北播磨総合医療センター勤怠管理システム導入業務委託仕様書

1 委託業務名

北播磨総合医療センター勤怠管理システム導入業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

※ 令和6年4月1日までに運用を開始することとする。

3 契約の目的

働き方改革関連法の施行に伴い、医師の労働時間を管理する機能を有し、かつ、医師の勤怠管理入力業務を削減することが可能なシステムを導入することにより、長時間労働の是正、ワークライフバランスの実現に繋げていくことを目的とする。

については、その目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識、経験、専門性を活用し、公募型プロポーサル方式により業務受託業者を選定し、北播磨総合医療センター勤怠管理システム導入業務委託契約を締結するものとする。

4 病院の概要

(1) 連携システム

「庶務管理システム」、「人事給与システム」（株式会社石川コンピュータセンター）

(2) 対象職員数

医師職 200人

その他 300人

※ 看護職を除く

(3) 当医療センターの勤怠管理の現状

対象職員は、出退勤についてICカードで管理している。

5 調達する商品構成

勤怠管理システムソフトウェア・ハードウェア 1式

6 勤怠管理システムの要件定義

勤怠管理システムに関する作業の要件定義は、次のとおりとする。なお、システム要件以外であっても、勤怠管理システムの導入に伴う必要な開発作業については、協議に基づき受託者が行う。

7 契約の内容

(1) 勤怠管理システムの要件

- ① 宿日直業務について、「宿日直許可のある宿直・日直」と「宿日直許可のない宿直・日直」を区分して管理ができること
- ② 出退勤時間を IC カード等で自動的に取得する等により、病院滞在期間の管理ができること
- ③ 病院滞在時における休憩時間、自己研鑽時間等の時間外労働の管理ができること
- ④ 副業・兼業先の労働時間の管理ができ、また、自院と副業・兼業先の通算した時間外・休日労働時間の管理ができること
- ⑤ 勤務間インターバルの確保状況が管理できること
- ⑥ 代償休息付与及び代償休息が必要な職員の時間外・休日労働時間の管理ができること
- ⑦ 時間外・休日労働時間を所属長が管理できること
- ⑧ 自身の労働時間を認識できる通知がされること
- ⑨ 管理者等が職員全体の労働時間の把握ができること
- ⑩ 時間外労働が 80 時間、100 時間、155 時間以上になる見込みとなる対象職員へ事前通知がされること（通知の条件となる時間は別途設定）
- ⑪ 勤怠管理情報及び時間外・休日労働時間に係る手当支給情報については、自院で使用するフォーマット（CSV 型式）に合わせ、出力できること

(2) 勤怠管理システム操作マニュアルの作成及び運用支援（サポート）

(3) 緊急時の対応